

京都市営地下鉄太秦天神川駅構内における

A T M設置事業者募集要項

目 次

・ 募集場所について	1
・ 応募申込について	1
・ 設置条件について	3
・ 選定及び設置事業者の決定について	5
・ その他	6
・ 全体スケジュール	6

令和 7 年 6 月

京 都 市 交 通 局

はじめに

当局では、地下鉄事業の増収及びお客様の更なる利便性向上を図るため、「駅ナカビジネス」を積極的に展開しています。

この度、空きスペースの有効活用による更なる増収はもとより、多様なお客様のニーズに応えるため、地下鉄駅構内において、ＡＴＭ（現金自動預払機）の設置・運営を行う事業者を募集します。

募集場所について

募集場所及び最低使用料

区画	駅名	場所	令和５年度 平均乗降人員	最低年額使用料 (税別)
A	太秦天神川駅	コンコース (改札外)	17,222 人/日	800,000 円
B				800,000 円
C				800,000 円
D				800,000 円

※ Aは、B・C・Dを統合した区画となります。

Aまたは、B・C・Dいずれかの1区間を選択し応募してください。

※ 設置場所及び寸法上の制限等は別紙「設置箇所図」のとおりです。

なお、設置場所の詳細等は当局と協議により決定することとします。

応募申込について

1 応募資格

応募できる事業者は、金融庁又は財務局から預金取扱等金融機関の許可を得ている金融機関とします。ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6か月以内に自ら振り出した手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税、法人市民税、固定資産税を納付する義務のある者にあつては、これらが未納となっている者）
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である者
- (6) 当局が実施した使用許可に係る事業者の公募において、価格提案後又は使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

2 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行います。

(1) 質問

- ・受付期間 令和7年6月2日（月）～令和7年6月9日（月）午後5時まで
 - ・質問方法 質問票（別添様式4）に記載のうえ、電子メールで送付してください。（送付後、担当者にその旨を電話で連絡してください。）対面又は電話での質問は受け付けません。
- ※ 件名は「A T Mに関する質問」としてください。
- ※ メール：ekinaka@city.kyoto.lg.jp

(2) 回答

質問の回答は、令和7年6月13日（金）までに、質問票を提出いただいた全ての事業者に対しメールで回答します。

- ※ 質問がない場合でも、質問及び回答の送付を希望される事業者は、必ず質問票を御提出ください。
- ※ 質問に対する回答は、パスワード付きzipファイルを添付のうえ、お送りいたします。設定上、受信が困難な場合は、質問票を送付の際、あらかじめその旨をメール本文に記載してください。

3 応募書類の提出

郵送又は持参にて受付します。

- (1) 受付期間 令和7年6月16日（月）～令和7年6月18日（水）
- ※ 郵送による提出は、令和7年6月18日（水）必着
- ただし、書留、レターパック等の追跡可能な記録が残る方法に限ります。
- (2) 受付場所 京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階
京都市交通局企画総務部営業推進課
電話：075-863-5068（担当：伊吹、池澤）
- ※ 郵送の場合は、提出書類の内容確認のため、御担当者様へ御連絡させていただきます。
- ※ 持参の場合は、事前に御連絡のうえ午前9時～正午、午後1時～午後5時の間にお越しください。

4 応募書類

提出書類及び部数は応募書類一覧表（別紙）を御参照ください。

5 その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- (3) 応募書類について、追加資料の提出又は説明を求める場合があります。

設置条件について

1 使用形態等

(1) 使用形態

設置事業者は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の使用許可（通常の賃貸借とは異なります。借地借家法の適用はありません。）を受けて使用していただきます。

(2) 許可期間

許可日から令和10年3月31日までとします。令和10年度以降の取扱いについて、別途協議させていただくことがあります。

※ 許可期間には、工事及び原状回復の期間を含みます。

(3) 使用料等

設置後の維持管理（故障、破損、盗難等を含む）等に係る費用及び以下費用は、全て設置事業者の負担となります。

ア 使用料 毎年度当初に提案のあった年額使用料の当該年度分を当局に納めていただきます。ただし、最低年額使用料を設定します。

初年度については、使用開始月に応じて年額使用料を月割りで計算し、当該額を当局に納めていただきます。

なお、提案使用料の減額の申入れには応じません。

イ 電気使用料及び道路占用料

- ・ 設置事業者の負担とし、当局から相当額を請求します。
- ・ 道路占用料については、設置するATMの面積に応じて請求します。
- ・ 道路占用料は地価や経済状況等により変動します。

ウ 通信費 設置事業者が通信事業者と契約し、負担していただきます。

2 設置工事

(1) 電気工事 設置事業者の負担とします。

(2) 火災報知器 新設が必要な場合は、設置事業者の負担とします。工事については、当局が事業者を選定し、発注及び支払いは事業者間でやり取りしていただきます。

(3) その他 上記以外の設置に係る工事費（本体設置、床荷重分散、通信回線等）は、すべて設置事業者の負担とします。

※ 床荷重は500kg/m²までとすること。

なお、ATM本体については、可能な限り軽量化を図ること。

※ 本体の機器の材質等については、不燃性・難燃性のものを使用すること。

3 設置上の制限

設置事業者は、ATM設置上の制限として以下のことを遵守していただきます。

(1) 使用場所を法令に違反する用に供してはならないこととします。

- (2) 使用場所を許可された目的以外の用に供してはならないこととします。
- (3) 使用場所を第三者に譲渡又は転貸してはならないこととします。
- (4) 社会的な非難を受けるおそれがある行為をしてはならないこととします。
- (5) A T Mの営業時間は、5時30分から23時30分までの間で、当局と協議のうえ、設定してください。
- (6) 機器のメンテナンス、現金の補充等についても原則営業時間と同様としますが、朝夕のラッシュ時間帯を除くものとし、当局と調整のうえ、指示に従うものとします。なお、駐車スペースはありません。
- (7) 駅的美観を損ねることのないよう、A T Mの外観に配慮するものとし、詳細は当局と協議するものとします。また、A T M及びその周辺の環境美化に努めることとします。
- (8) 地下鉄事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改造工事並びにこれに伴う停電等に協力することとします。
- (9) 設置事業者は、駅の営業時間外（概ね0時から5時30分まで）において、A T Mの異常等に伴う点検等を行う際は、駅の営業時間外における駅への立入りの可否も含め、当局の指示に従うこととします。
- (10) 使用場所以外に物品・看板等を設置してはならないこととします。
- (11) 営業により生じる塵芥等については設置事業者の責において処理することとします。

4 使用許可の取消し又は変更

以下のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがあります。

- (1) 使用場所を公用若しくは公共の用又は地下鉄事業の用に供するため必要となった場合。
- (2) 使用場所が駅改造工事等の範囲に含まれる場合。
- (3) 設置事業者が上記「3 設置上の制限」又は行政財産の使用許可書に示す条件に違反した場合。
- (4) 応募申込書の記載内容が事実と異なった場合。
- (5) 設置事業者が使用料等の納付を怠った場合。
- (6) 設置事業者が京都市交通局公有財産及び物品管理規程又は法令の規定に違反した場合。
- (7) 設置事業者が不正な手段により使用許可を受けた場合。

5 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、自己の費用で使用場所を原状に回復して返還することとします。ただし、原状とは、A T M（配線や配線に係るモールなど付属物を含む。）のない状態をいいます。

なお、取消しによる返還に際し、設置事業者は一切の補償を請求することができないものとします。

6 損害賠償及び補償

- (1) 設置事業者は、使用に当たり当局又は第三者に損害を与えたとき、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 駅構内で行う維持管理等に関する工事、停電作業及び駅改造工事により設置事業者が損害が生じた場合、当局は一切の補償をしないものとします（工事及び作業内容によっては、A T Mの営業を一時休業していただく場合もありますが、この場合においても当局は一切の補償をしないものとします。）。
- (3) 駅構内において設備停止を伴うような事故が発生する等により、A T Mの営業を一時停止しなければならない場合、当局は一切の補償をしないものとします。
- (4) 道路管理者や防火対策上の観点等から許可が得られない場合や当局の事情等により、A T Mの設置又は営業が不可能となった場合であっても、当局は一切の補償をしないものとします。

選定及び設置事業者の決定について

1 選定方法

- (1) 応募者からの提案について、評価基準に基づき、当局にて審議のうえ決定します。
(評価基準)

評価項目	指 標	配 点
収益性	提案使用料	9 0 点
その他	交通局への貢献等、その他特筆すべき事項	1 0 点
合 計		1 0 0 点

- (2) 審議の結果、最も高い評価を得た事業者を設置事業者として選定します。
なお、選ばれた設置事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合等は、次点者を設置事業者とします。

2 結果の通知

選定結果については、令和7年6月下旬に全ての応募者へ郵送により通知する予定です。なお、審議の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、選定がないことがあります。

3 決定の取消し

次の場合には、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに許可手続きに応じなかった場合。
- (2) A T Mの設置に当たり、関係機関の承諾を得ることができなかった場合。
- (3) 設置事業者が資金事情の変化等によりA T Mの設置又は運営ができない場合。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為などを行った場合。

その他

- (1) この要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局公有財産及び物品管理規程、その他関係法令等の定めるところによります。この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- (2) 当局は、公平で厳正な審査を確保するため、支障のある問合せについては、一切応じませんので御了承願います。
- (3) 京都市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。
- (4) 設置後においても、ＡＴＭの利用状況など当局から資料を要求したとき、設置事業者はこれに協力することとします。
- (5) 原則、応募後の設置事業者の都合による撤退は認められません。

全体スケジュール

内 容	日 程
募集要項の配布	令和７年６月２日（月）～令和７年６月１３日（金）
質問の受付	令和７年６月２日（月）～令和７年６月９日（月）
質問の回答	令和７年６月１３日（金）
応募書類の受付	令和７年６月１６日（月）～令和７年６月１８日（水）
設置事業者の決定	令和７年６月下旬
設置	令和７年７月上旬以降

お問合せ先

京都市交通局 企画総務部 営業推進課（事業管理担当）

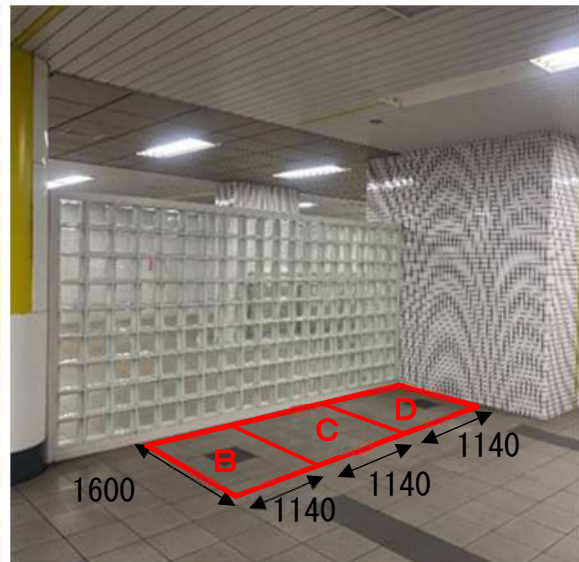
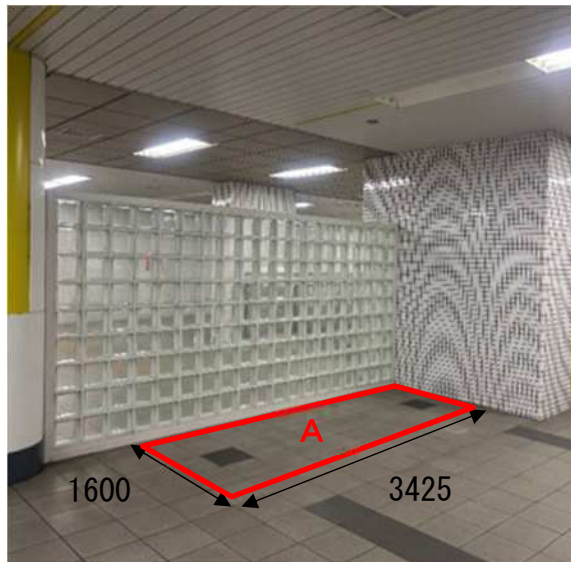
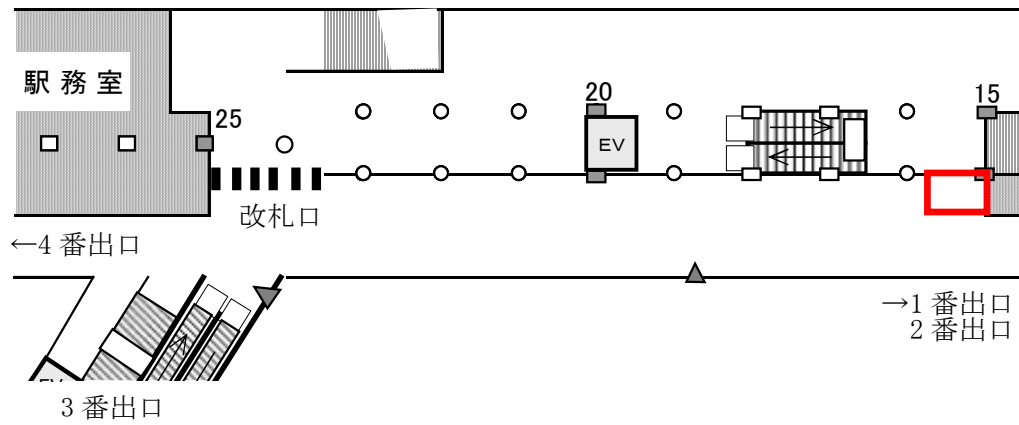
TEL ０７５－８６３－５０６８ FAX ０７５－８６３－５０９９

メールアドレス ekinaka@city.kyoto.lg.jp

（担当：伊吹、池澤）

設置箇所図

太秦天神川駅（令和5年度平均乗降人員：17,222人/日）



※ Aは、B・C・Dを統合した区画となります。
Aまたは、B・C・Dいずれかの1区間を選択し応募してください。

応募書類一覧表（A T M）

応募書類	備 考	部数
応募申込書	様式 1 ※印鑑証明書の印鑑を押印してください。	3 部
京都市暴力団排除 条例に係る誓約書	様式 2 ※印鑑証明書の印鑑を押印してください。	1 部
会社概要	（A 4 で体裁は自由） ①設立日、②資本金、③事業内容、④従業員数、⑤A T M設置実績、⑥機器の維持管理体制、機器トラブル時の連絡先、問合せ受付時間、休日の有無等記載しているもの	3 部
決算書	直近 3 年分	1 部
履歴事項全部証明書	申込日の前 3 か月以内に発行されたもの	1 部
印鑑証明書	申込日の前 3 か月以内に発行されたもの	1 部
納税証明書	【国税等（法人税と消費税）】 納税証明書（「その 3 の 3」又は「その 3」） 【京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近 2 年分）】 ※法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合 ※固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る）を所有する場合	1 部
設置する A T M の 仕様が分かる資料	カタログ等	3 部
価格提案書	様式 3 ※印鑑証明書の印鑑を押印してください。 ※ <u>最低使用料以上</u> の <u>価格</u> を記載してください。 ※ <u>封緘</u> した任意の封筒に入れ、朱書きで「価格提案書在中（〇〇）」と明記すること（〇〇は申込者名）。	3 部

※質問票（様式 4）は最終ページに添付しています。

京都市公営企業管理者交通局長 宛

住所又は所在地：

法 人 名 称：

代 表 者 名：

印

応 募 申 込 書

「京都市営地下鉄駅構内におけるＡＴＭ設置事業者募集要項」について趣旨及び内容を十分理解したうえで、下記のとおり申し込みます。

記

応募場所	☐ Ａ ☐ Ｂ ☐ Ｃ ☐ Ｄ ※ Ａは、Ｂ・Ｃ・Ｄを統合した区画となります。 Ａまたは、Ｂ・Ｃ・Ｄいずれかの１区間を選択してください。 Ｂ・Ｃ・Ｄに応募する場合 ☐ 異なる区画での設置でも構わない ☐ 同一区画での設置を希望する（異なる区画は不可）
ＡＴＭ機器の提供するサービス内容	☐ 引き出し ☐ 預け入れ ☐ 振り込み ☐ 残高照会 ☐ 銀聯カード対応 上記のほか、今回のＡＴＭが有する機能上の特徴について御記入ください。 ()
営業時間	時 分 ～ 時 分
通信回線数	() 回線 () *回線の種類（光又はメタル） を記載してください。
消費電力量	() kWh *１箇所当たりの年間の消費電力量（概算） を記載してください。
御担当者連絡先	氏 名： 部署・役職： 電 話 番 号：

第 1 号様式（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

誓 約 書

（あて先）京都市公営企業管理者 交通局長 様		年 月 日		
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話（ ） —		
京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人

記入例

第 1 号様式（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様		年 月 日		
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） <u>京都市〇〇区〇〇〇通〇〇〇東入</u> <u>〇〇〇町〇〇〇番地</u> <u>〇〇〇〇〇ビル〇階</u>		誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） <u>株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u> <u>代表取締役社長 京都 一郎</u> 電話（ <u>〇〇〇</u> ） <u>〇〇〇</u> － <u>〇〇〇〇</u>		
京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別
<u>代表取締役社長</u>	<u>京都 一郎</u>	<u>キョウト イチロウ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>男</u>
<u>取締役</u>	<u>古都 千香</u>	<u>コト カ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>女</u>
<u>開発部長</u>	<u>交通 正夫</u>	<u>コウツウ マサオ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>男</u>
<u>営業部長</u>	<u>交通 正子</u>	<u>コウツウ マサコ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>女</u>
<u>開発課長</u>	<u>京都 良夫</u>	<u>キョウト ヨシオ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>男</u>
<u>営業課長</u>	<u>京都 良子</u>	<u>キョウト ヨシコ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>女</u>

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者交通局長 宛

住所又は所在地：

法 人 名 称：

代 表 者 名：

印

価 格 提 案 書

「京都市営地下鉄駅構内におけるＡＴＭ設置事業者募集要項」について趣旨及び内容を十分理解したうえで、下記のとおり提案します。

記

駅名	応募価格（年額・税別）						
太秦天神川駅							

※本書はインク又はボールペンで記入するか、もしくは本シートに直接入力すること

※数字は算用数字を用いること

※金額の前に「¥」マークを記載すること

※一度提出した価格提案書の書換え、引換え、撤回を行うことはできません。

※最低年額使用料以上の金額を記載してください。

京都市営地下鉄太秦天神川駅構内における A T M設置事業者募集に関する質問票

宛先：京都市交通局企画総務部営業推進課（事業管理担当）

送信者：法人名（
担当部署名（
担当者名（
電話番号（
メールアドレス（

質問内容